

南海トラフ地震における 応急対策職員派遣制度アクションプランの概要

令和7年2月12日
総務省自治行政局公務員部応援派遣室

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第1 総則等

本アクションプランの趣旨、目的

南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、関係機関及び総務省の対応を相互に理解することにより、全国の応援職員が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するもの。
「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

主な用語の定義

● 重点受援県（10県）

南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

● 被害確認後応援都府県等（19都府県、13指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県及びこれらの都府県内の指定都市をいう。

● 即時応援道県等（18道県、4指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、被害確認後応援都府県等を除く道県及びこれらの道県内の指定都市をいう。

● 災害マネジメント総括支援員（GADM）

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

● 災害マネジメント支援員

災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

● 総括支援チーム

被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

● 対口支援チーム

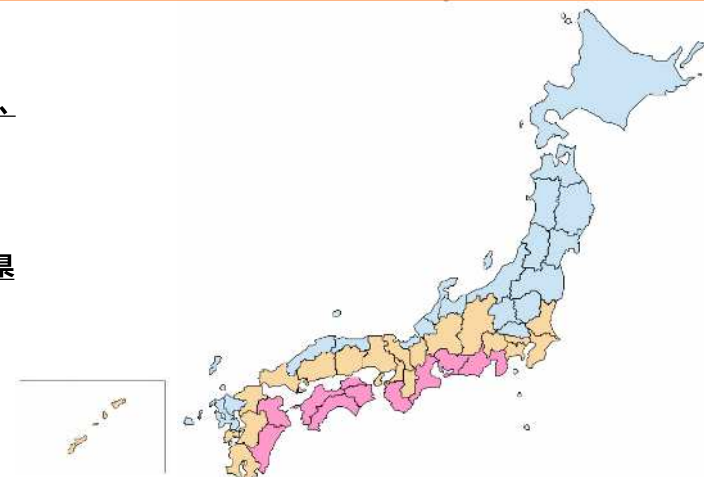
主に避難所運営、罹災証明関係業務等に係るマンパワー支援を行うチームをいう。

● 応援職員確保調整本部

総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会）により構成され、応援団体の決定、情報の収集、総合的な調整等を行う会議体をいう。

● 現地調整会議

重点受援県、被災地域ブロック幹事都道府県、関係団体及び総務省により構成され、被災市区町村に関する情報の収集、確保調整本部に対する情報の共有等を行う会議体をいう。



支援対象業務

主に、①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家認定調査・罹災証明書交付業務支援の3つが支援の対象となる。

ただし、①～③以外であって、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としていない業務についても、業務の緊急性に応じて支援に努める。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第2 適用基準等

想定される被害

○ 想定する最大の被害は、中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定（以下「被害想定」という。）のうち、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方がそれぞれ最も大きく被災する4ケース。

【被害想定ケース別避難者数、全壊棟数】

	中部地方が大きく被災するケース		近畿地方が大きく被災するケース		四国地方が大きく被災するケース		九州地方が大きく被災するケース	
	避難者数	全壊棟数	避難者数	全壊棟数	避難者数	全壊棟数	避難者数	全壊棟数
	人	棟	人	棟	人	棟	人	棟
茨城県	200	10	200	-	200	-	200	-
栃木県	20	-	20	-	20	-	20	-
群馬県	300	-	300	-	300	-	300	-
埼玉県	6,300	600	6,300	600	6,300	600	6,300	600
千葉県	5,500	1,800	2,200	400	1,800	300	1,900	300
東京都	19,000	1,900	19,000	1,200	19,000	1,200	19,000	1,200
神奈川県	27,000	3,400	17,000	900	16,000	700	16,000	700
新潟県	10	-	10	-	10	-	10	-
富山県	60	-	60	-	60	-	60	-
石川県	400	50	400	50	400	50	400	50
福井県	8,200	1,900	8,200	1,900	8,200	1,900	8,200	1,900
山梨県	71,000	5,800	71,000	5,800	71,000	5,800	71,000	5,800
長野県	24,000	2,000	24,000	2,000	24,000	2,000	24,000	2,000
岐阜県	83,000	6,500	83,000	6,500	83,000	6,500	83,000	6,500
静岡県	940,000	230,000	890,000	204,000	890,000	203,000	890,000	203,000
愛知県	1,800,000	326,000	1,800,000	324,000	1,800,000	324,000	1,800,000	324,000
三重県	630,000	217,000	610,000	200,000	610,000	198,000	610,000	199,000
滋賀県	150,000	10,000	150,000	10,000	150,000	10,000	150,000	10,000
京都府	330,000	67,000	330,000	67,000	330,000	67,000	330,000	67,000
大阪府	1,500,000	314,000	1,500,000	314,000	1,500,000	314,000	1,500,000	314,000
兵庫県	270,000	43,000	280,000	45,000	280,000	44,000	280,000	44,000
奈良県	260,000	38,000	260,000	38,000	260,000	38,000	260,000	38,000
和歌山県	380,000	148,000	410,000	171,000	390,000	151,000	390,000	154,000
鳥取県	1,500	300	1,500	300	1,500	300	1,500	300
島根県	1,700	500	1,700	500	1,700	500	1,700	500
岡山県	230,000	29,000	230,000	29,000	230,000	29,000	230,000	29,000
広島県	160,000	24,000	160,000	23,000	160,000	24,000	160,000	24,000
山口県	27,000	5,400	26,000	5,100	27,000	5,400	27,000	5,800
徳島県	330,000	107,000	340,000	119,000	340,000	114,000	330,000	111,000
香川県	200,000	43,000	200,000	44,000	200,000	45,000	200,000	45,000
愛媛県	490,000	163,000	480,000	163,000	480,000	164,000	490,000	168,000
高知県	430,000	197,000	440,000	208,000	460,000	223,000	460,000	219,000
福岡県	3,500	500	3,400	500	3,500	500	3,400	500
佐賀県	200	20	200	20	200	20	200	20
長崎県	1,000	200	1,300	300	2,100	500	2,900	700
熊本県	20,000	3,000	20,000	3,000	20,000	3,000	20,000	3,000
大分県	90,000	18,000	89,000	17,000	96,000	22,000	110,000	31,000
宮崎県	320,000	70,000	310,000	66,000	310,000	62,000	330,000	75,000
鹿児島県	26,000	5,300	26,000	5,400	27,000	6,100	29,000	6,900
沖縄県	400	50	400	40	500	60	800	90
合計	8,800,000	2,084,000	8,800,000	2,077,000	8,800,000	2,069,000	8,800,000	2,094,000

（注1）－：わずか
（注2）都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

本アクションプランの適用基準

本アクションプランは、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

【震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部地方	山梨県沖・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

- (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
- 【各地方の都道府県分類】
- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県
- (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

上記の条件を満たす地震が発生した場合のほか、総務省が判断した場合に適用。

※ 本アクションプランの適用基準は、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランのものと同一。緊援隊アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第3 応援編成計画

応援編成計画（重点受援県と即時応援道県等の組合せ）

- 中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれが大きく被災する4ケースの被害想定については、顕著な差が見られないことから、応援編成計画については、次の1通りとする。基本となる組合せの即時応援道県等は、基本となる組合せ以外の即時応援道県等を含む応援隊の統括役を担う。

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市			
静岡県	富山県	岩手県	仙台市		
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市
三重県	福井県	新潟県			
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第3 応援・受援体制等

応援職員確保調整本部

- ①本アクションプランを適用した場合、②関係団体と協議の上必要と認められた場合又は③震度7の地震が発生した場合に設置。
- 構成員は、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会。
- 総務省に事務局を置く。

(主な役割)

- ・ 現地調整会議からの報告、関係省庁等から共有された情報等に基づく全国の被災状況、応援ニーズ等の把握
- ・ 即時応援道県等の応援隊だけでは不足する場合の追加の応援職員派遣調整
- ・ 即時応援道県等の応援隊に余剰が生じた場合における当該応援隊に係る応援職員派遣調整
- ・ 関係省庁に対する情報等の共有
- ・ 現地調整会議に対する情報の共有、意見の聴取等
- ・ 被害確認後応援都府県等から応援要請があった場合の応援職員派遣調整 等

即時応援道県等における応援体制

- 本アクションプラン適用後速やかに重点受援県の災害対策本部に対してGADMを含む先遣隊を派遣。情報収集、応援ニーズの把握等を行う。
- 先遣隊派遣後、活動本部の設置、統括責任者の任命、応援隊の編制。

(応援隊の編制)

統括班：活動本部において応援班の運用（追加派遣要請への対応等）、派遣元等との連絡調整を行う班。最低1名は連絡要員として重点受援県災害対策本部に常駐する。

応援班：先遣隊等が把握した応援ニーズに基づき被災市区町村に対して派遣される班（総括支援チーム・対口支援チーム）。

後方支援班：宿泊拠点、物資等の確保を行う班。

※ 重点受援県及び被害確認後応援都府県等で、本アクションプラン適用後に他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合の応援体制については、原則として上記による。

重点受援県における受援体制

- 重点受援県は、本アクションプラン適用後速やかに、災害対策本部内に応援職員派遣調整チームを設置する。

(主な役割)

- ・ 応援職員派遣調整チームは、応援職員の人数、地域GADM等の派遣の状況、被災市区町村における応援職員の派遣要請人数などを考慮し、応援班の派遣先（被災市区町村）を調整する。

- 重点受援県は、応援職員派遣調整チーム、総務省、関係団体、被災地域ブロック幹事都道府県の連絡要員等で構成される現地調整会議を設置する。

(主な役割)

- ・ 重点受援県災害対策本部会議における情報収集
- ・ 被災市区町村に関する情報収集、応援ニーズの把握等
- ・ 応援班の活動に関する情報収集
- ・ 上記の情報の確保調整本部への共有
- ・ 確保調整本部が行う応援職員派遣調整等に対する意見の申出
- ・ 重点受援県の補佐 等

- 重点受援県の役割は、主に以下のとおり。

(主な役割)

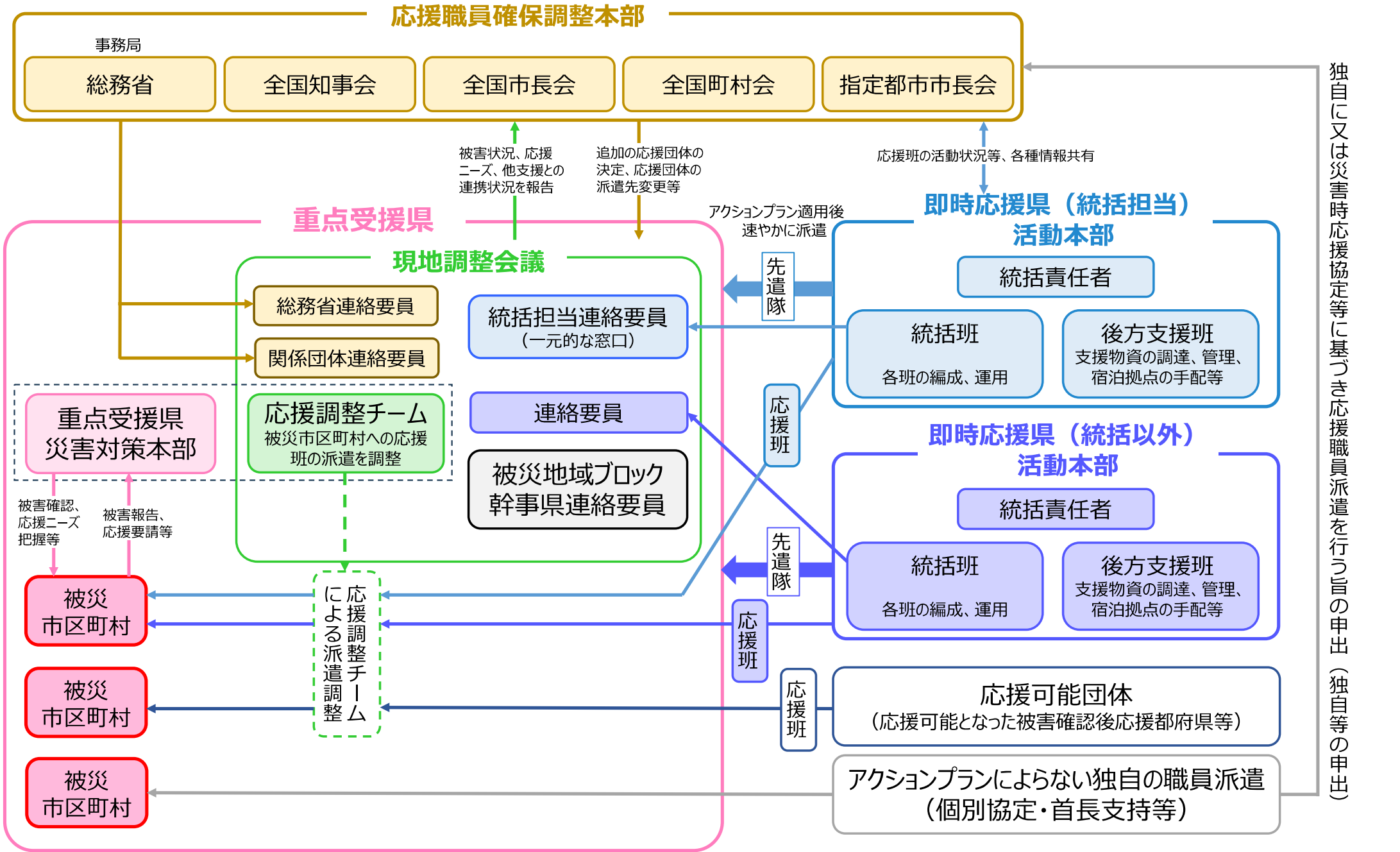
- ・ 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）
- ・ 被災市区町村の応援ニーズの把握（先遣隊、現地調整会議等と協力）
- ・ 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（統括担当県又は被災地域ブロック幹事都道府県と協力）
- ・ 当該被災都道府県内の応援可能な市区町村から被災市区町村への応援職員派遣調整 等

その他

- 被害確認後応援都府県等が外部からの応援職員派遣を必要と判断した場合、当該都道府県は、速やかに確保調整本部に対し、応援職員派遣の要請を行う。
- 地方公共団体は、本アクションプランとは別に、独自に又は災害時相互応援協定等に基づき応援職員派遣を行う場合には、あらかじめその旨申出を行う。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第3 応援・受援体制等

応援・受援体制等のイメージ

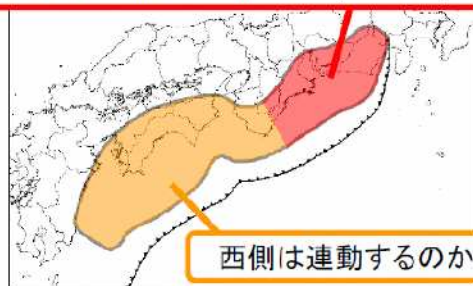


南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第4 半割れ等の場合の対応

半割れ、一部割れ等について

- **半割れ**：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合。7日以内に後発地震が発生する頻度が十数回に1回程度とされる。

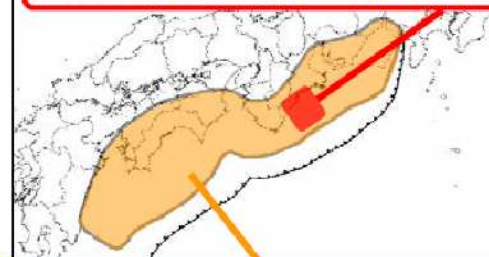
南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの？

- **一部割れ**：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合。7日以内に後発地震が発生する頻度が数百回に1回程度とされる。

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か？

- **ゆっくりすべり**：ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

内閣府（防災担当）「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策検討ガイドライン」令和3年5月（一部改定）より

重点受援県の対応方針

- ・ 仮に被害が生じなかった、ないし小さかったとしても、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、他の被災都道府県への応援は行わない。
- ・ 対象地震発生後1週間経過後、後発地震が発生せず、かつ、他の被災都道府県を応援することが可能となった場合は、確保調整本部に対し、その旨の報告を速やかに行う。

即時応援道県等の対応方針

- 対象地震発生後、原則として、応援編成計画に定められている重点受援県の被害の大小にかかわらず、速やかに先遣隊の準備・派遣を開始する。ただし、当該重点受援県から先遣隊の派遣の必要がない旨連絡を受けた場合等にあつては、この限りでない。

(1) 先遣隊に続き重点受援県に応援隊を派遣する必要がある場合

ア 先遣隊は、応援編成計画に定められている重点受援県に到着後、応援隊派遣の必要性について重点受援県と協力して検討を行い、必要性が認められた場合には、即時応援道県等は速やかに応援隊を派遣する。

イ 上記アの応援隊の派遣後に後発地震が発生した場合、後発地震による被害が大きく外部からの応援を必要とする都道府県に対しては、応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県及び札幌市）及び応援可能団体からの応援隊の派遣により対応する。ただし、後発地震による被害状況が先発地震による被害よりも甚大だった場合等においては、必要に応じて派遣先の変更等を行うこともあり得る。

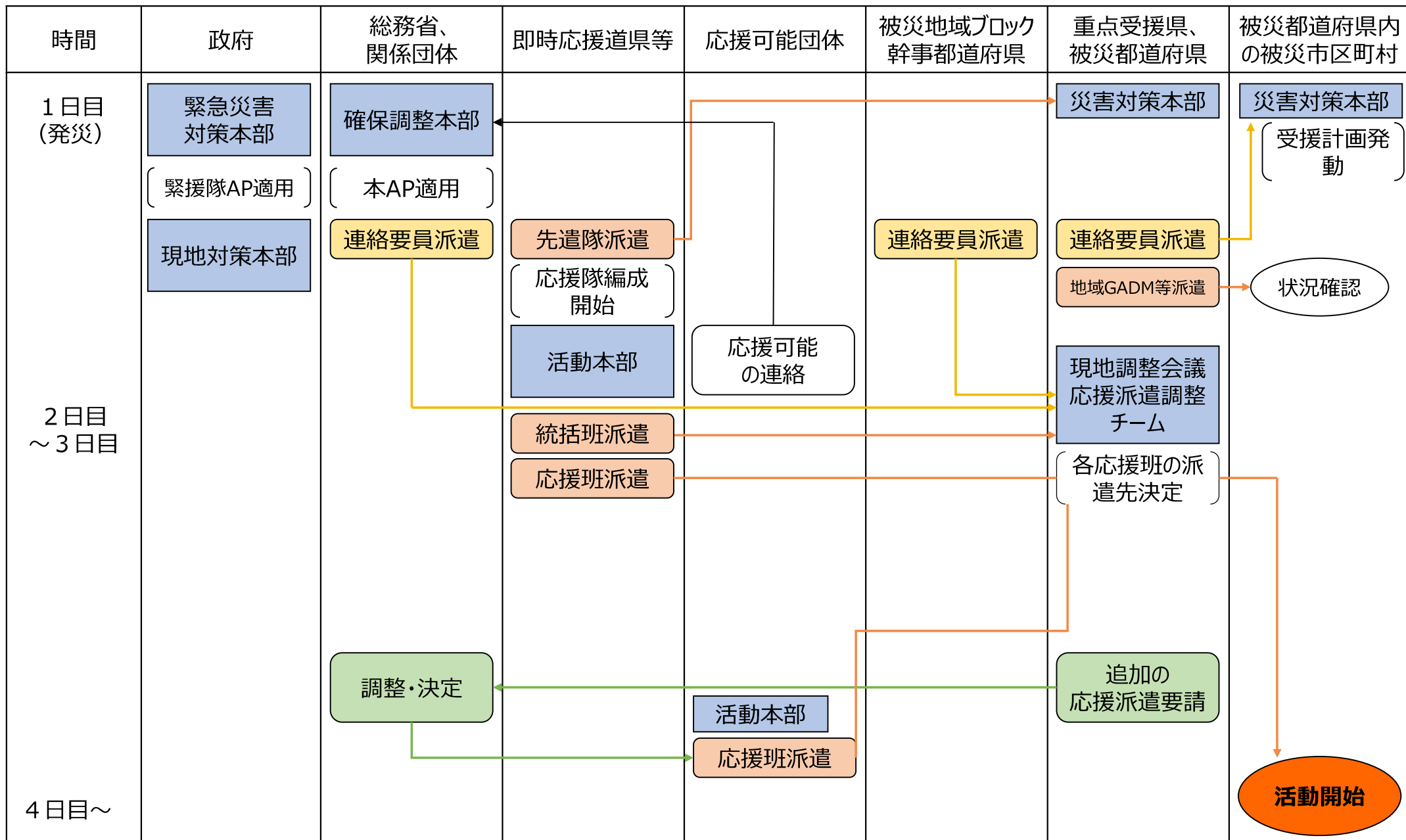
ウ 即時応援道県等は、応援編成計画に定められた重点受援県以外の被災都道府県に対しても応援隊を派遣する余地がある場合、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する。

(2) 先遣隊の派遣が不要の場合

ア 先遣隊の派遣の必要がない場合であっても、後発地震に備え、応援隊の派遣準備を整えつつ、対象地震発生後1週間は、他の被災都道府県への応援は行わない。

イ 対象地震発生後1週間経過後、後発地震が発生しなかった場合は、応援可能団体となったものとみなす。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第5 発災以降の流れ



※ 上図は、アクションプラン「第5 発災以降の情報共有、報告等の流れ」を簡略化して図示したものである。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第6 実効性確保のための取組

本アクションプランの実効性確保のための取組（例示）

1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組

- ・「南海トラフ地震現地調整会議準備会」の開催による定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、実証等。
- ・重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
- ・被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担。
- ・重点受援県内の現地視察（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・重点受援県の県庁から管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討。等

2 重点受援県における平時からの取組

- ・管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・重点受援県及び管内市区町村における受援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有。
- ・地域GADM等の育成及び登録の促進。
- ・被害想定に基づく管内市区町村の応援ニーズの推計、即時応援道県等への共有等。
- ・県内応援の可能性の検討。
- ・管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認。等

3 即時応援道県等における平時からの取組

- ・管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・応援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・重点受援県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
- ・即時応援道県等から重点受援県への進出経路の確認。
- ・管内市区町村が締結している個別の災害時応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認。等

応援体制及び受援体制に関する補足

<応援体制の構築において検討すべきことの例>

- ・応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、即時応援道県等の職員数の一定割合を目安とする等）。
- ・先遣隊（総括支援チーム）、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成構築。
- ・防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
- ・応援マニュアルの策定等。

<受援体制の構築において検討すべきことの例（主に重点受援県内市区町村）>

- ・庁内全体の受援担当の指定。
- ・災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
- ・各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
- ・民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
- ・応援職員派遣職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化。

個別の災害時相互応援協定の把握、発災時の対応方針の確認

- 本アクションプランは、個別の災害時相互応援協定等に基づく応援が存在することを前提としているが、即時応援道県等の管内市区町村において、個別の災害時相互応援協定等に基づき応援編成計画とは異なる地方公共団体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれが高くなる。
- したがって、重点受援県及び即時応援道県等いずれにおいても、管内市区町村の個別の災害時相互応援協定等の締結状況及び南海トラフ地震発災時の対応方針についてあらかじめ把握し、現地調整会議準備会にも共有しておく必要がある。
- その上で、即時応援道県等が、応援編成計画に定められている重点受援県に対して派遣できる職員数が著しく少なくなるおそれが判明した場合等には、事前に即時応援道県等と県内市区町村の間の調整を行うことが望ましい。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第7 進出経路

平時の備え

(1) 応援経路等の整理

即時応援道県等及び被害確認後応援都府県等は、被害想定や交通規制に係る計画等を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用する可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受ける。

発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援道県等及び応援可能団体は、平時の備えの(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、派遣先が同じである応援団体、確保調整本部等に共有する。

(参考) 交通規制に係る情報発信

○ 次期総合防災情報システム等

緊急交通路の指定については警察庁から政府に報告された後災害対応基本共有情報の一つとして「次期総合防災情報システム」等を通じて共有予定

○ 広報

都道府県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を実施した場合、開始日時、緊急交通路の範囲等について広報を実施

(参考) 交通検問所の設置

○ 交通検問所の設置

緊急交通路の指定を行う場合、併せて緊急通行車両等を選別する交通検問所を設置

○ 交通検問所の類型

【選別 I C】：一般車両と緊急通行車両等を選別

【交付 I C】：緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付

【閉鎖 I C】：I Cそのものを閉鎖

(参考) 交通規制計画の一例

